

申請に対する処分の審査基準・標準処理期間 個票

産業振興部 観光振興課

| | | |
|----------------|--|-------------------------------|
| 許認可等の内容 | | とちぎ蔵の街観光館使用料減免の承認 |
| 根拠法令等及び条項 | | とちぎ蔵の街観光館条例第10条 |
| 標準 処理 期間 | 根拠条項 | 未設定 |
| | 設定等年月日 | 平成 年 月 日設定 平成 年 月 日最終変更 |
| | 標準処理期間 | |
| 審査 基準 | 根拠条項 | とちぎ蔵の街観光館条例第10条 |
| | 参考事項 | とちぎ蔵の街観光館条例施行規則 |
| | 設定等年月日 | 平成22年 3月29日設定 平成 年 月 日最終変更 |
| | <p>【 基 準 】</p> <p>とちぎ蔵の街観光館条例抜粋 (使用料の減免)</p> <p>第10条 市長は、別に定める基準に従い、使用料を減額し、又は免除することができる。</p> <p>とちぎ蔵の街観光館条例施行規則抜粋 (使用料の減免)</p> <p>第5条 次に掲げる場合は、条例第10条の規定により、使用料を減額し、又は免除することができる。</p> <p>(1) 国又は地方公共団体が利用するとき。</p> <p>(2) 公共的団体又は公益団体及びこれらに類する団体が利用するとき。</p> <p>(3) 前2号に定めるもののほか、市長が必要と認めるとき。</p> | |